① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　号該当）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(五)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日		2	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	平　・　・ 平　・　・
	譲渡した資産の所在地		3					計
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日		5	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
	対価の額		6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7					
		譲渡に要した経費の額	8					
		計 (7) ＋ (8)	9					
差益割合			10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11					
	取得した買換資産の所在地		12					
	取得年月日		13	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円
	買換資産が土地等である場合の取得価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 (14) × (15) − (16) / (15)	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18					
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 ((14)又は(17)と(19)のうち少ない金額)	20					
		買換資産の取得にあたり圧縮基礎取得価額が前期末の取得価額	21					
		買換資産の取得にあたり圧縮基礎取得価額が前期末の帳簿価額	22					
		買換資産の取得にあたり圧縮基礎取得価額が圧縮基礎取得価額 (20) × (22) / (21)	23					
		圧縮限度額 ((20)又は(23)) × (10) × 0.8	24					
	圧縮限度超過額 (18) − (24)		25					

対価の額の残額の計算	対価の額の合計額（6の計）		26	円	特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	33	円
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		27			繰入額の限度計算 特別勘定の対象となる金額 (29)	34	
	特別勘定の対象となり得る金額 (26) − (27)		28			繰入限度額 (34) × (10) × 0.8	35	
	翌期繰越額の計算	同上のうち買換資産の取得に充てようとする金額	29			繰入限度超過額 (33) − (35)	36	
		同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	30			翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (33) − (36)	37	
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38	
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29) − (30) − (31)	32			当期中に益金の額に算入すべき金額	39	
						期末特別勘定残額 (37) − (38) − (39)	40	

別表十三（五）の記載の仕方

1　この明細書は、法人が措置法第65条の７から第65条の９まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第65条の７から第65条の９まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成26年改正法附則第90条第８項《法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第65条の７から第65条の９まで、平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧措置法」といいます。）第65条の７から第65条の９まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成23年６月改正前の措置法（以下「平成23年６月旧措置法」といいます。）第65条の７から第65条の９まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第65条の７から第65条の９まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》の規定の適用がある資産の譲渡について、これらの規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の78から第68条の80まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成26年改正法附則第122条第８項《連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで、平成24年旧措置法第68条の78から第68条の80まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成23年６月旧措置法第68条の78から第68条の80まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》、平成21年旧措置法第68条の78から第68条の80まで《特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》若しくは震災特例法第27条から第29条まで《連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の７第４項から第６項まで又は第22条の69第４項から第６項までに定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

また、買換資産の全部又は一部を翌期以後に取得する見込みであるため特別勘定を設けたときは、当期において措置法規則第22条の７第11項若しくは第22条の69第11項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第７条第６項若しくは第10条第６項に定める事項を記載した書類を添付するとともに、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度又は各連結事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄を記載する必要があります。

2　この明細書は、措置法第65条の７第１項若しくは第68条の78第１項の表（以下「表」といいます。）又は震災特例法第19条第１項若しくは第27条第１項の表（以下「震災表」といいます。）の各号の区分及び差益割合の計算区分（以下「適用区分」といいます。）の異なるごとに用紙を改めて記載します。

この場合、表又は震災表の各号のうち、その該当する号を欄外の「（　号該当）」に記載してください。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3　「譲渡資産の明細」の各欄は、当期中の譲渡資産又は交換譲渡資産の内訳等を記載する欄ですから、当期中に譲渡をした一の適用区分に属するすべての資産を記載します。

4　「差益割合10」は、その事業年度又は連結事業年度において譲渡した資産で表又は震災表の上欄に掲げる資産に該当するものにつき、次の算式で計算した割合を記載します。

$$\frac{\text{譲渡対価の額}-\left(\begin{array}{l}\text{譲渡直前の}\\\text{帳簿価額}\end{array}+\begin{array}{l}\text{譲渡に要し}\\\text{た経費の額}\end{array}\right)}{\text{譲渡対価の額}}$$

5　「買換資産が土地等である場合の取得価額」の「同上のうち買換えの特例の対象とならない面積16」には、買換資産のうちに土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の５倍（特定の農業用の土地については10倍）相当の面積を超えるときに、その超える部分の面積を記載します。

なお、その明細は、次の書式により別紙に記載して添付してください。

買換資産とならない土地等の面積の明細書

前期までに取得した買換資産である土地等の面積	平方メートル (イ)		譲渡した土地等の面積	平方メートル (ハ)
			同上の５倍又は10倍相当の面積 ((ハ)×５又は10)	(ニ)
当期において取得した土地等の面積	(ロ)		買換資産とならない土地等の面積 ((イ)＋(ロ)－(ニ))	

6　「買換資産の取得のため（６の計）又は（６の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額19」には、買換資産が２以上ある場合は、いずれの資産からまず充てるかは法人の任意により、譲渡資産の対価の額を順次各資産の取得価額（買換資産が土地等である場合には「17」の金額、買換資産が土地等以外のものである場合には「14」の金額）相当額に達するまで配分して記載します。

7　「圧縮限度額（⑳又は㉓）×⑩×0.8　24」は、震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「×0.8」を消します。

8　「同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額27」には、譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において対価の額の一部をもって買換資産を取得している場合に、その事業年度又は連結事業年度分のこの明細書の「19」の「計」欄の金額を移記します。

9　「同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額30」には、同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「30」と「31」との金額の合計額を記載します。

10　「当期中において買換資産の取得に充てた金額31」には、当期中の買換資産の取得に要した金額（譲渡年度の翌期以後において同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」を超えるときはその合計額となります。）を記載します。

この場合に、買換資産の取得価額が前期の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額32」の金額を超えるときは、上欄の「19」の各欄にその金額を順次各資産の取得価額相当額に達するまで配分し、その残額が取得価額に満たないこととなった資産については、その残額を記載します。

11　措置法第65条の８第２項若しくは震災特例法第20条第２項又は措置法第68条の79第３項若しくは震災特例法第28条第３項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額33」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

12　「繰入限度額35」は、７に準じて記載します。